



# 呉市立小・中学校 共同事務センターだより

令和2年4月発行  
第1号

担当：呉市立小・中学校事務長会 総務班

満開の桜と共に新年度がスタートしました。今年度も9つの共同事務センターが協力し、順番に『共同事務センターだより』を発行していきます。  
今月は、呉市学校配分予算（前渡資金）等についてお知らせします。



## ◆ 各共同事務センターの設置校 ◆

和庄共同事務センター・・・長迫小学校  
吉浦共同事務センター・・・吉浦小学校  
昭和共同事務センター・・・昭和中央小学校  
倉橋共同事務センター・・・倉橋中学校  
広共同事務センター・・・広中央中学校

阿賀共同事務センター・・・阿賀中学校  
宮原共同事務センター・・・宮原中学校  
蒲刈共同事務センター・・・蒲刈中学校  
安浦共同事務センター・・・安浦中学校

## ◆ 学校配分予算について ◆

呉市では、各学校へ一定の予算が配分され、その配分された予算の枠内で用途を判断することにより、実情に応じた予算執行を行うことができるようになっています。  
今年度は、4月20日（月）以降に学校に現金がある場合に購入ができます。

○学校で購入できるものは？

・消耗品費

消費税込み単価2万円未満のものは、消耗品費で物品を購入することができます。

### 学校を運営していくために必要な経費

#### 管理運営費

- ・トイレトーパー
- ・スリッパ
- ・蛍光灯・体育館の水銀灯
- ・足ふきマット
- ・工具や修理のための材料
- ・給食室で使用するもの
- など

### 教材を整備するために必要な経費

#### 教材整備費

- ・授業等で使用する物品
- ・文具類
- ・掃除用具関係
- ・図書
- ・トナー・インク
- ・校章旗
- ・研修会、研究会資料代
- ・家庭科調理実習で使用する調味料
- など

- ・燃料費（灯油、プロパンガス、混合ガソリン等）
- ・印刷製本費（パンフレット、写真等）
- ・食糧費（来客用のお茶等）
- ・修繕費（備品・施設の修理）
- ・医薬材料費（保健室等で使用する衛生用消耗品で医療用として売られているもの）
- ・手数料（クリーニング・包丁の研ぎ）
- ・コピー使用料（パソコンからのプリントアウトを含む）

小学校：みそ、砂糖、塩、酢、しょう油、マヨネーズ、サラダ油、こしょう、ケチャップ

中学校：みそ、砂糖、塩、酢、しょう油、マヨネーズ、バター、小麦粉、サラダ油、みりん、こしょう、ベーキングパウダー、でんぷん、酒、ケチャップ、薄口しょう油

※R2.4.1現在、公費で購入できるもの。

○購入できる業者は？

原則、呉市内の業者から購入します。

購入前に校長・教頭に許可を得た後、事務職員にご連絡ください。



○購入できる日は？

授業日のみで、週休日や祝日には購入できません。

○購入の手続きは？

次の領収書等で精算します。

- ・学校専用の領収書「物品・一般領収書（学校専用）」  
（その他にも使用できる領収書があります）
- ・レシート（レシートの精算は、いろいろな要件があります）

**\*レシート精算できる条件\***

- ①5万円以下
- ②店名が印字
- ③数量・単価・金額が詳しく印字
- ④購入日が印字
- ⑤「領収書」「お預り」といった領収を示す文言が明記

※ポイントカードの使用は禁止されています。

※購入品を持ち帰るためのレジ袋を購入することはできません。



## ◆研修会・研究会の資料代について◆

○資料代が必要な研修会や研究会に出張で参加するときは？

前渡資金で資料代を精算することができますので、必ず事前に事務職員にご連絡ください。

## ◆郵便切手の使用について◆

○公用で郵送が必要なときは？

郵便物の送り先、サイズ・重さを明確にして事務職員から切手等を受け取り郵送してください。

※『指導要録（写し）等』を送付する際には、簡易書留で郵送してください。

## ◆安芸灘大橋の通行券について◆

○安芸灘大橋を出張で通行する場合は？

市費支弁職員 ⇒ 利用日と車種をご連絡ください。通行券を教育総務課から受領します。

通行券の準備に時間がかかる場合がありますので、早めにお知らせください。

県費職員 ⇒ 安芸灘大橋を通勤で利用されていない場合は、領収書の提出が必要です。

出張後に旅行命令簿へ「往復分の領収書」を添付して提出してください。

## サービス「一問一答！」

Q. 年次有給休暇として届出がなされて成立し、既に使用した日について、事後において、他の特別休暇（例えば病気休暇）に振り替えることはできるか。

A. 年次有給休暇は届出事由を問わないものであるから、それが他の特別休暇の承認事由に該当する場合であっても、使用後においては、特別休暇に振り替えることはできない。